

認定特定非営利活動オーシャンファミリー海洋自然体験センター

事務局の組織及び運営に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動オーシャンファミリー海洋自然体験センター（以下「団体」という。）定款第20条第1項の規定に基づき事務局の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 事務局は、定款第2条に定める事務所の中に置く。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

(開設日及び時間)

第3条 事務局は、原則として月曜日から金曜日までの毎日、午前9時から午後6時までの間、業務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の号に掲げる日は休業日とする。

- (1) 法律が定める国民の祝日及び振替休日
- (2) 団体が休業日と定める日

(事務局長)

第4条 事務局長は、定款第20条の規定により、任免する。

2 事務局長は、定款第5条に定める事業を把握し、円滑な運営につとめる。

3 事務局に必要な職員を置いた場合、その職員と相互に協力し、事務局の事務を分掌する。

(職員)

第5条 定款第20条の定めるところにより、事務局に職員を置く。

2 事務局の職員は、事務局長と相互に協力し、事務局の事務を分掌する。

(部)

第6条 事務局に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 企画事業部

(総務部の所掌事務)

第7条 総務部は、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 定款及びその他諸規程に関すること
- (2) 役職員及び機関に関すること
- (3) 会員情報の管理に関すること
- (4) 事業計画及び事業報告に関すること
- (5) 内部組織間の連絡調整に関すること
- (6) 文書及び公印の管理に関すること
- (7) 会計及び契約並びに資産の管理に関すること
- (8) 事務所の維持管理に関すること
- (9) 登記に関すること
- (10) その他の各部の所掌に属さないこと

第8条 企画事業部は、次の各号に定める事務を処理する。

- (1) 団体運営に係わる調査、研究に関すること
- (2) 団体業務に関する情報の収集に関すること
- (3) ウェブサイトの運営及び管理に関すること
- (4) 団体の広報に関すること
- (5) 海と海をとりまく環境（以下、「海」と総称する。）の体験教育事業の推進に関する
こと
- (6) 海の自然体験活動指導者養成事業の推進及び登録に関すること
- (7) 海の環境保全事業の推進に関すること
- (8) 海の環境と体験活動に関する啓発事業の推進に関すること
- (9) 海の学校教育への支援、協力ならびに他の活動団体との連携事業の推進に関する
こと
- (10) 海の災害復興支援事業の推進に関すること
- (11) その他、団体の推進に関すること

(職制)

第9条 部に部長を置く。

- 2 部長は、上司の命を受け、所掌する事務を統括し管理する。
- 3 部に、部長を補佐して所掌事務を整理するため、課長を置くことができる。
- 4 課長は、部長の命を受けて分掌する事務を処理する。

(会議)

第10条 事務局は、事務局会議を開催する。

(事務局会議の開催)

第11条 事務局会議は、毎月1回開催する。

2 次に掲げる場合は、臨時に開催する。

- (1) 事務局長が必要と認めたとき。
- (2) 職員から開催の請求があったとき。
- (3) 理事あるいは監事より開催の請求があったとき。

(事務局会議の招集)

第12条 事務局会議は、事務局長が招集する。

(事務局会議の構成)

第13条 事務局会議は、役職員で構成する。

(事務局会議の権能)

第14条 事務局会議は、定款各条に定める専決事項以外の業務の執行に関する事項並びに団体の機関より委任された事項について議決する。

2 事務局会議は、定款各条に定める専決事項に関して意見を議決する。

(委任)

第15条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事会の議決を経て事務局長が別に定める。

(改正)

第16条 この規程を改正するときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、令和2年3月15日から施行する。